

衆議院選挙制度案「比例代表中選挙区統合制」

2017年3月 選挙市民審議会委員（第二部門） 桂 協助

はしがき ---- 1

第一部 改革課題 —— 民主政治の原則と

これまでの選挙制度の問題点をふまえて -- 2

| | |
|---|----|
| 0 民主政治における衆・参の共通基盤と、衆議院がとくに重視すべき基盤 ----- | 2 |
| 改革課題1 平等な定数配分 ----- | 6 |
| // 2 得票数によく比例した議席数に ----- | 7 |
| // 3 政策論争の喚起 ----- | 9 |
| // 4 投票率の向上 ----- | 10 |
| // 5 小規模化と質的低下をきたした選挙区のつくり直し ----- | 10 |
| // 6 “候補者と党の選択の不一致”と“異なる党にまたがった投票の回避” -- | 11 |
| // 7 同土打ちと共倒れのない制度 ----- | 11 |
| // 8 政党の勢力構成の柔軟性 —— ゆるやかな多党制を基本型としつつ ---- | 13 |
| // 9 政党活動の継続性と創造性 ----- | 17 |

第二部 衆議院選挙制度案「比例代表中選挙区統合制」 -- 18

| | |
|-------------------------|----|
| 1 制度の概要 ----- | 18 |
| 2 総定数とその配分 ----- | 20 |
| 3 選挙区の編成 ----- | 23 |
| 4 候補者 ----- | 25 |
| 5 投票 ----- | 28 |
| 6 各政党の全国得票数と純比例議席 ----- | 30 |
| 7 当選者の決定 ----- | 33 |
| 8 特例措置 ----- | 40 |

(備考) 改革課題にたいする制度の規定の関係 ---- 43

はしがき

現行の衆議院選挙制度である小選挙区比例代表並立制の問題点は多数指摘されてきましたが、とくに次の二点が重要と思います。一つは得票と議席の乖離が大きいこと（これは死に票が多いこととの重なりが大きい）、もう一つは制度の作用によって頭から強引に二大政党制の方向にもっていこうとしたことです。

民主政治において選挙制度は民意によって政治を動かす基本手段です。しかし現制度はこの趣旨に反しており、民意を切り捨て、民意をゆがめている。これを正し、民意をそのまま柔軟に反映できる制度に改革する必要があります。そういう方向の衆議院選挙制度改革案として「比例代表中選挙区統合制」を提案します。

当案はいわゆる“選挙制度本体”、いわば入力としての投票が出力としての議席に変換する仕組み（システム）を対象にしています。日本の選挙制度には他に選挙運動にたいする行きすぎた規制や供託金などの重要問題がありますが、それらにはふれていません。

当案の作成にあたっては、何より民主政治の原則をふまえた制度を追求しました。あわせて、これまでに行われてきた衆議院選挙制度（現行制度のほか、中選挙区制と大選挙区制）の問題点をふりかえり、それらの弊害を克服するということも重視しました。この両面からみた改革課題を立てて臨んだので、改革案をのべる前に、それら改革課題についてのべます。

当案は筆者の旧著『民意をよく映す衆議院議員選挙制度 —— 比例代表中選挙区統合制』（2006年、文芸社）がもとになっています。旧著をお読みいただいた方のため、制度の仕組みにかかわる内容のうち当案で変わった部分を上げておきます。微修正と用語変更を別にとすると二点あり、第一は選挙の中間的な運営単位としてブロック制をとったことです。これは、参議院選挙制度の地方区で県境をこえた選挙区が'16年参議院選から一部実施されたことを受け、それを衆議院でさらに前進させようというものです。都道府県の範囲でなくブロックの範囲内で選挙区区割りができるれば、選挙区間の1票の格差の縮小が大きく前進できます。また現制度の比例制もブロック制なので、現制度からの移行がやりやすくなります。なおブロック制に変更しても比例配分は全国単位でおこなうので、そこは現比例制度との大きな相違点です。

第二は政党の広域候補者の擁立要件です。全選挙区に選挙区候補者を立てなければ広域候補者を立てることはできないとしていましたが、その条件をなくし、選挙区候補者の擁立数に応じて段階的に広域候補者数をふやせることとしました。

第一部 改革課題 —— 民主政治の原則と

これまでの選挙制度の問題点をふまえて

〇 民主政治における衆・参の共通基盤と、 衆議院がとくに重視すべき基盤

国会を構成する衆議院と参議院はそれぞれ別個の選挙によって議員が選任されており、選挙制度もことなります。しかしともに国民の直接選挙制なので、両院が拠って立つ民意、または担うべき民意の出どころは、ともに一人ひとりの国民、およびその総体であり、共通です。したがって両院とも共通の基盤の上にあります。当案は衆議院選挙制度を対象にした改革案ですが、この〇節ではまずそうした衆・参の共通基盤や共通の課題領域について（１）項で確認します。その上で（２）項で衆議院に特有の基盤、特有の課題と、衆議院選挙制度の基本方向についてのべます。

（１）民主政治とその進展方向

* この（１）項は「参議院選挙制度案 中選挙区男女同数制」の中の同名の項と共通です。民主政治の前進のために衆議院と参議院が拠って立つべき共通基盤とその関連問題についてのべています。ただし全文（約１７頁）は参議院案の方でお読みいただき、ここでは要旨のみとさせていただきます。

（要旨）

民主政治の何たるかをもっとも簡潔・明瞭に表現しているのは、リンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」でしょう。これをさらに簡潔に言えば「人民自治」です。

これは近代民主主義思想のはじまりにおいてすでにあった方向性だった。世界の多くの国・地域で長きにわたった“土地と人民をセットで領有・支配する政治経済体制と世襲身分制社会”から脱する過程で、血筋・家格の価値観と入れ替わりに、労働の社会的な価値にたいする認識

の大衆的な広がりがあった。それが労働する大衆を社会の主体とする近代民主政治思想をうみ、市民革命を端緒とする近代社会への転換となった。世襲身分制の権力による上からの命令で社会を統御するやり方は、貨幣市場経済の深化・広域化を経る中で通用しなくなっていた。社会体系（世の中のしくみ）が多様化・複雑化・不安定化する中では、社会の各現場からの情報・知見を汲むことを基軸にした政治体制が必須となり、民選の議会が創出されることとなった。

そうした思潮と方向性は日本でも明治維新～自由民権運動の過程にあった。しかし明治6年の政変で、開発独裁の元祖というべき有司専制政府が出現し、自由民権運動を弾圧し、近代日本は抑圧性のつよい国家になってしまった。さらにそのことが昭和前期に官僚集団と軍部の一体化した権力体制を出現させる下地ともなり、泥沼の帝国主義侵略戦争の道をとらせてしまった。

戦後日本は人民自治・国民自治の方向をもった民主憲法をもった。この憲法に沿って人民自治の政治過程を表現すれば、次のようにのべることができよう。

① 国政選挙を主たるルートにした民意の集約（グルーピング）

→ ② 幾通りかに集約された民意が国会でつき合わされ、検討・評価され、

最終的に一本化され法律（国家意思）として制定

→ ③ 国民生活・行政・司法における法律の利用・執行……社会再編～新たな社会状況

→ ④ 人々によるその体験と、観察・評価

→ ①' 新たな民意の集約 → ②' → ③' → ④' → . . .

このような循環的な政治過程が進行することとなる。これは国民総がかりの「プラン・ドゥ・シー（計画・実行・見直し）」のくりかえしです。このサイクルの中で①と②は国家意思の形成過程であり、衆議院と参議院がともに一人ひとりの国民からはじまる民意を直接うけて法制定までの国政の基軸をになう。そして③、④へとつなぎ、また①で新たな民意をうける。

こういう循環が人々の自覚的・目的意識的な活動・行動によってとりくまれ、よりよい社会づくりが推進されるとき、人民自治の政治といえるレベルに達したことを意味しよう。

しかし現実には①の国政選挙では民意の集約が歪められ、②では民意にもとづいた立法ではなく、制定される法律のほとんどが官僚集団内部で策定された法案で占められてきた。この②の実態は立法府の機能不全にほかならず、民意が政治に反映されない主原因となってきた。

民主憲法のもとでこの非民主的実態が許されてきた大きな要因は、戦後民主主義が労働にたいする価値認識の欠落した「空洞民主主義思想」に支配されていたことにあった。この価値認識の欠落は独善的エリート主義と表裏一体となって権力による上からの引きまわし体制を形成する。明治の有司専制体制と昭和前期の文官・武官一体の支配体制がそれだった。戦後は空

洞民主主義を蔓延させた。労働の価値認識の欠落したエリート主義者たちが近現代日本の民主政治の発展を一貫して阻害してきたのだった。

自治の対象はほとんどが労働の社会的編成にかかわることなので、労働の価値認識が欠落している場合は、自治としての民主政治は理解できない。いまなおある空洞民主主義を清算し、あらためて民主政治のベースとして労働の価値認識が広く深く行きわたらねばならない。

いま民主政治は市民革命期に匹敵する重要な段階を迎えつつある。第一に家事・育児・介護労働の社会的価値が正当に認められつつある。第二に先端医学・情報科学・人工知能・ロボット工学などの多面的な展開によって新たな人権・倫理問題が発生しつつある。これらの状況によって、民主政治のベースをなす労働の社会的価値についてより深い知見がもとめられている。それにこたえることで、社会の自治としての民主政治を大きく向上させようだろう。

(2) 衆議院が重視すべき基盤と、衆議院選挙制度の基本的方向

衆議院の基盤と政党の関係

議会制民主政治の歴史がながく、かつ議院内閣制をとっている国々のほとんど(たぶんすべて)において、一院制議会と二院制の第一院(下院)の選挙は、政党選択選挙、およびそれを通じた政権選択選挙となっています。すなわち政党を主たる民意反映のルートとした選挙となっています。第二院(上院)とその選挙が各国各様であるのにたいし、下院は政党選択・政権選択の選挙という共通性が際立っており、歴史的・国際的に必然性をもった傾向といえます。

この共通性・必然性のベースにあるのは何だろうか。それは近代世界のはじまりにおいて民選議会(二院制においては下院)が創出されたことに関係します。貨幣市場経済の深化・広域化が進行したなかで人々の生活環境が複雑化・不安定化し、それに対応するため社会体系の適宜な再編をすすめる立法機関として民選議会が創出されました。実際に適宜な再編を遂行するには、社会のさまざまな生活現場や労働現場などからの体験的な情報・知見をあつめる必要があります。そしてそれを立法の場にもちこむ必要があります。その担い手として、それまでの被支配層を成員とする政党がうまれました。国によって具体的な経緯は異なるにしても、大筋としての経緯はそのように言えるでしょう。

民選議会は社会の各現場からの民意を基盤にしてきたわけですが、その民意とは社会の体系・しくみの再編にかかわる民意だった。そこにある人々のアプローチの仕方は、問題の性質上、大局的な視点(いわゆる「鳥の目」)によって社会を外側から観察するようにして得た状

況認識であり、かつそれに立った今後の方向性の判断という傾向がよかったと言える。

他方で人は個人（個）を起点にした視点（いわゆる「虫の目」）をもっている。人はその活動領域においてこの二つの目を交互にはたらかせながら判断しており、人間活動における重要・不可欠な方法です。社会・国家という広い領域と向きあうときもこの二つの視点が併用されています。

しかし民主政治のシステムにおいては、個の視点の方はあまり活かされてこなかった。そこで、それを活かす民意ルートのはたらきを第二院・参議院に「良識の府」の意義の一環として加えることが考えられます。その具体的な提起を「日本型二院制試案」として「参議院選挙制度案 中選挙区男女同数制」でのべました。

この試案の最大の柱は、衆議院・参議院にそれぞれふさわしい立法領域を設定し、立法案件ごとに、法内容の策定にあたる主たる院と、チェック役となる従たる院に役割分担するというものです。参議院が主たる役割をするのは、政権や政党の立場から距離をおいて、国民一人ひとりの個の視点を代表して対応すべき案件です。そうすると人権領域のほか、報道、出版、学問、教育、芸術などの領域の案件の多くが参議院の主担当になるでしょう。もちろんそれらも社会体系の再編にかかわるものですが、概して基礎的・基本的な事柄であり、だからこそ個の視点での観察・判断が必要かつ有効です。

それにたいし衆議院における政党間・与野党間の政策論争を経て決着させるべき領域は、経済・産業・外交・安全保障など、概して社会的利害の対立する案件や、社会のしくみとしては複雑な領域が多く、また国家観など理念・イデオロギー面の対立がかかわることも少なくない。それゆえに大局的な観点が必要な領域です。したがって衆議院は主として国民のあいだの大局的視点から発する民意を基盤にすることになります。

このような衆・参の分担によって、国会の審議・論争は、国民に見えやすい、理解しやすいものになります。

衆議院選挙は比例選挙主体に

政権を担おうという意思、また社会を変えようという意思を明確にもっている政党は、基本的な思想・理念を軸にいくつかの基本政策を立て、多くのサブ政策を策定し、全体として整合性をもった政策体系をつくります。これは社会の全体的な体系づくりを意図しているが故です。そうした体系だった政策群を一挙に立法化し執行しようということではありませんが、しかし個々の政策の立法化をはかるとき、たえず政策体系の全体と照応させながら立法化にむけた立

案をしていきます。それは社会の全体的な体系を視野においているからです。

政党の政策策定過程としてのぞましいあり方は、人々との多面的な接点において民意を汲みとり、整合化・総合化して策定することです。そのことは二重に言えることであり、政党が人々とのあいだにもつ多くの接点によるものと、もう一つは、その政党の党员が社会のさまざまな領域において国民の一人ひとりとして存在し、その立場から党内の意思形成・政策形成に参画することです。そういう中で大切なことは労働にたいする価値認識をしっかりと多数の党员が結集していることです。

そのような政党が複数あって、それぞれの政策体系をもって衆議院総選挙および国会論戦でぶつかりあうことで、よりよい社会体系づくりが進められることになります。

そのような舞台としての衆議院にするためには、それに適合した衆議院選挙制度がなければならない。すなわち政党を媒体にして幾通りかに集約された民意が、それぞれの大きさを表わす勢力となって院を構成する選挙制度です。これは比例代表制であるほかはないでしょう。

議会制度の歴史が比較的ながく、民主政治の経験を積んできた国の多くで、比例代表制の選挙制度が大勢になっている。それは民主政治の前進と正の相関関係にあるからだろう。

日本はかねてから先進国として関心を向けてきた国はもっぱら英・米・独・仏の4カ国でした。これらの中で比例代表制をとっているのはドイツだけです。あとの3国の国会選挙（下院選挙）はすべて小選挙区制です。日本ではこれらの印象がよいため、国際的には比例代表制が大勢である、という認識は乏しい。しかし民主政治の歴史のながい国のほとんどが加盟しているOECD諸国の大多数は比例代表制になっています。その中で英・米・仏のような小選挙区制の国は少数派です。なぜ英・米・仏でいまなお小選挙区制が続いているのか、これは興味ある論題になりそうです。ともあれ民主政治の前進という方向に立ちつつ観察するとき、小選挙区制からプラスの評価が導き出されるとは思えません。

改革課題1 平等な定数配分

選挙制度は参政権を実際に行使できるようにするための重要な手段のひとつです。参政権は人種、性別、身分、家柄、貧富、思想、宗教などの違いによる差別があってはならないこと、これは民主政治の形成・運営においてもっとも基礎的な前提です。そうした前提の上に人々の参政権が確立され行使できることになります。

有権者が参政権を行使するためには条件が整わねばなりません。国会議員を選挙するときの

必要条件は、まず議員総定数が決定されていること、つぎに選挙区が設定されること、そしてそこに議員定数が配分されることです。これら三つの条件が用意されることで、すべての有権者が自分の属する選挙区で国会議員の選任のための一票を投じることができます。

この一票について、その価値に焦点をあてます。価値の内実は何だろうか。

国会は立法府であり、国権の最大権限である立法権が所在します。したがって国会を構成する国会議員は立法権の直接的な担い手であり、直接的な行使者です。この国会議員を選任するために投じられる一票は、国の立法権を成立させる作用を直接的にはたす一票であり、かつ立法権を間接的に担い行使する一票である、ということになります。すなわち国の立法権の成立と行使、それが一票の価値の主たる中身です。このように民主政治の基礎的かつ中枢をなす要件にかかわる価値がこの一票にそなわっています。

この一票の価値について、現日本国憲法の規定にひきつけて見たとき何がいえるか。それは憲法で統治機構にかかわるもっとも重要な条文である第41条の「国権の最高機関」かつ「唯一の立法機関」である国会を成立させることにある、という意義です。この憲法の規定は、いまのべた立法権の形成と行使について、その担い手である機関に焦点をあてて表現しています。つまり同じ対象を別の面から表現しています。このように憲法から見ても、きわめて基礎的かつ枢要な価値であることを意味しています。

こうしてこの一票の価値は、民主政治の一般原則からいっても現憲法に照らしても、すべての有権者の一票にひとしくそなわっていなければなりません。そのことを保証するのは、各選挙区の議員定数がその選挙区の有権者数に比例して配分されることです。選挙区のあいだで“議員定数／有権者数”（またはその代替指標である“議員定数／人口”）を比較して、どんなに開きが大きくても2倍に及ぶことは常識的に許されません。民主政治の原則からいって許されないし、憲法に照らしても明らかな違憲です。

ところがわが国では、差別のない等しい参政権をもっているはずの人々のあいだに、定数配分の不公正・不平等によって、参政権の公正・平等がそこなわれる事態が常態化しています。

断固として格差2倍未満に抑え、かつ将来にわたるさらなる格差縮小の努力が必要です。

改革課題2 得票数によく比例した議席数に

衆議院選挙は、「衆議院選挙制度の基本方向」でのべたように、政党を主たる媒体にした民意反映ルートという意義が大です。

衆議院選挙において民意を映すもっとも重要な指標は、選挙における政党の得票数と得票率です。それらは、各政党が提示した国家・社会の方向・進路にかかわる方針・政策にたいする国民の賛意の大きさを意味しております。かつ結集された民意の大きさを意味してもいます。そこで当制度案は、この民意の反映のために、衆議院において各政党にその得票数・得票率によく比例した議席数を付与すること、このことを基本原則とします。

このことは得票数・得票率にみあった大きさの権限行使権（議決をはじめとする議員活動）を付与すること、したがって民意に実効性を備えさせることを意味します。取得した議席数が得票数・得票率から乖離すればするほど、民意のそなえる権限が不適切かつ不公正な状態になっていることを意味し、民意の実効性がそこなわれることを意味します。

なお、得票数・得票率を重視するということは、候補者や政党にとって、また有権者にとっても、当落がすべてではなくなります。当選した場合でも落選した場合でも、どれだけの有権者の支持があったか、その相対的順位や、過去の実績との対比も重要です。それらの変動が政治の活性化をうながし、政党の勢力構成の硬直化をふせぐ要因にならねばなりません。ですから、そのようになるような仕掛けを制度がもたねばなりません。

ところで「死に票（死票）」ということが語られることがあります。つまり、投票した票が議席につながらなかったケースです。いいかえれば、“議会の議決権を構成できず実効性をもてなかった民意”です。したがって「死に票」をへらすことは、いまのべた得票数・得票率と獲得した議席数・議席率との乖離を小さくする、という課題とかさなるところが大です。「死に票」をできるだけ少なくすることは当制度案のめざす課題にふくまれています。

比例の達成度の判定基準

当案では、各党の得票率に完全に比例した議席数のことを「純比例議席」とよぶこととします。その算出式は、

$$\text{純比例議席} = \text{衆議院の総定数} \times \text{当該政党の得票率}$$

です。この算出式で算出した値はほとんどすべて小数つきの値です。小数值の議席というのは現実には存在しないので、これは概念上の議席数です。しかし当該政党が有権者からえた得票数に真に比例した議席数をあらわしています。すなわち本質的な内容をそなえた議席数です。したがって比例達成の度合いを判定する上で確固とした判定基準になります。

議席の大々的な超過取得を「民意の集約」と称するごまかし

現在の小選挙区比例代表並立制における得票と議席がはなはだしく離れた状態について、ここ3回の総選挙（'09年、'12年、'14年）での第1党に焦点をあててみます。小選挙区で

の得票率の3回の平均は46.18%、これにたいし獲得した議席の占める率は、75.97%にはねあがっています。超過率は65%になります。比例をふくめた全体でも49%の超過です（選挙区と比例をあわせた得票率は双方の定数の違いを考慮した加重平均をもちいた）。

この過剰な議席取得について「民意の集約」と言っている政治家がいますが、民意は各政党の得票という姿で集約されています。その得票によく比例して議席が得られているのであれば、議席をもって民意の集約と語って何ら問題ない。しかし言われている議席は得票からはなはだしく上方に離れている。これは「民意の集約」ではなく、「議席の水増し」です。または「議席の不当取得」です。当然のこととしてこれに対応して他の政党がのきなみ議席減の憂き目にあっています。つまり民意が不当に切り捨てられています。

現制度は民意反映のシステムというには難点が大きく、不公正な制度であり、このまま継続させるべきではありません。新たに、民意をより良く公正に反映させる制度に改革する必要があります。

改革課題3 政策論争の喚起

得票数・得票率は各政党の政策に由来しなければならない。すなわち政党間の政策論争を通してなされた有権者の評価の結果が各政党の得票数・得票率でなければならない（ここでは得票率に得票数の意味も含めつつ話をすすめます）。政策論争が活発におこなわれてこそ、得票率の帰趨は内実をともなった意義あるものになります。なぜなら政策論争とは、ここまでにのべたこと、国家・社会をどうつくっていくか、その方向・進路を提示しあって、相互にそれらの是非を検討し論じあうものであり、そして政党の得票率とはそうしたそれぞれの方向性にたいする賛意の結集状況をあらわすものだからです。得票率を重視することは政策論争を重視することのウラがえしに他ならない。両者は表裏の関係です。

したがって選挙制度は政党間の政策論争を喚起するはたらきをもたねばなりません。

現制度では上位二党は他党との選挙協力もふくめるとすべての小選挙区に候補者を立てていますが、この二党以外は有力政党であっても立てない選挙区が多くなってきました。そのため政策論争の幅がせまくなり、貧弱になってきている。各政党が各選挙区にこそって候補者を立て、政党間・候補者間の政策論争が活発に行なわれるようにする必要があります。

旧中選挙区制でも7でのべる同土討ちが災いして政党間の政策論争からそれた選挙戦になりました。

政策論争を阻害する要因をとりのぞき、促進する要因をそなえた選挙制度にしなければなりません。

候補者を立てられないことの重大性

選挙区に候補者を立てない政党がふえている状況は、政策論争を貧弱にしているにとどまりません。そうした政党の支持者の棄権をさそうことにもなって、次項にのべる投票率の低下をきたします。棄権にいたらない場合でも、支持していない政党への投票という、有権者にとって不本意な投票を強いることとなります。このことは政党の得票はかならずしも本当の支持票ばかりとはかぎらないということを意味します。だから 2 でのべた得票数と議席数の不一致は、数字にあらわれた以上に実質的な落差が大きいということになります。

候補者を立てるということは選挙にとって必須の基本要件であることは論をまたないことですが、それだけに、立てるべき政党が立てられないという状況は、深刻な弊害を多岐にわたって引き起こしているということです。

改革課題4 投票率の向上

国民の国政への参加において、国会議員の選挙は最大の参加ルートであり、そしてこの参加は“国権の最大権限たる立法権を担う機関の形成”という決定的な重大な意味をもっています。国会はほかに予算の決定、条約の批准、国政調査、総理大臣の選出などもおこないます。

これらの重大・重要な任務を負う国会議員の選挙にたいし、すべての有権者の参加がのぞまれます。すなわち投票率をより高くすることが必要です。そして選挙制度のもつ機能はそのことと無関係ではないので、高くなるように制度的に考慮・工夫をしなければなりません。投票率を高める方向に作用する制度か、そうでない制度か、それは選挙制度の善し悪しを判定する重要な要素です。

現制度になって投票率が激減しています。これを回復させ向上させねばならない。

改革課題5 小規模化と質的低下をきたした選挙区のつくり直し

小選挙区制を導入したことで選挙区エリアが格段に狭くなりました。この地理的な面での小規模化、それにともなう有権者数の縮小、また 3 でのべた上位二党以外は有力政党でさえ候補者を立てない選挙区が大半になっていることによる候補者の減少、それにともなう政策論争

の貧弱化、これらにより選挙のスケールが小さくなり、かつ質的にも低下している。

小選挙区は政治家を小粒にしている、という批判も出されている。対象エリアがせまくなり、対象有権者数が少なくなり、有力候補者が少なくなって政策論争の幅が小さくなり、と重なれば、小粒化という批判は危惧の段階ではなく現実のことと見るべきだろう。

反対に大選挙区制のように定数が多すぎると、ごく少数の候補者に関心が集中し、全体的には政策論議が散漫になる。あわせて小党乱立が避けられない。

小選挙区と大選挙区に深刻な難点があるとなれば、あらためて中選挙区制を見直してみる必要があります。となると 7 でとりあげる同士打ちと共倒れという旧中選挙区制の難点が浮上します。そのない中選挙区制が可能かどうかは課題となります。

改革課題6 “候補者と党の選択の不一致”と

“異なる党にまたがった投票”の回避

政党とは何よりも人の結集体です。だからこそ政党は民意を体現した存在でありえます。したがって投票にあたっては人（候補者）の選択と党の選択が調和し一体化した投票行動がのぞまれます。人だけが前面にでて党が吟味されないのもよくないし、ひとの吟味をぬきにして党のみ選択されるのもよくありません。

現在の小選挙区比例代表並立制においては候補者の選択と党の選択との矛盾、異なる党にまたがった選択、そういう投票行動がうまれています。こういう安易で無責任な選択においては、政策にたいする有権者の検討・判断・意思決定が空洞化していきます。現制度はそういう投票行動に人々を追い込んでいます。

政党・候補者サイドでも、政策が八方美人的になったり、玉虫色のあいまいなものになっていきます。これまた制度が悪しき政策行動に追い込んでいます。

こういう悪しき仕組みは無くさねばなりません。

政党選択を中心とする衆議院選挙は、体系だった政策を提示しあったぶつかり合いです。これを八方美人政策や玉虫色政策の展示会にしてはならない。問題点・争点を明解にし、明確な結論をつくりだす政治過程の一環にしなければならない。そういう方向への誘導作用をもった選挙制度にしなければなりません。

改革課題7 同士打ちと共倒れのない制度

同一政党の候補者の同士討ちと共倒れの問題は、旧中選挙区（わずかな例外をのぞき3～5人区）における深刻な問題でした。同士討ちと共倒れのない制度、そして同一政党の候補者がともに党勢拡大に積極的に協力しあう関係が形成されねばなりません。

同士討ちと共倒れは、一見おなじもののようですが、かつての中選挙区制における経験のなかでは、微妙に別ものでした。

中選挙区制度のもとで、同士討ちの弊害は自民党で、共倒れの弊害は社会党で発生した。いずれも同一政党が複数の候補者を立てること、または立てようとするにともなうものです。

自民党の場合は自党候補者同士の票のうばいあい、眠っていた票や新たな票の掘りおこし・拡大につながり、したがって議席の確保・拡大につながり、党全体の選挙戦略の上では概してプラスに作用しました。そして半永久的ともいわれた自民党単独政権を維持させた重要要因のひとつでした。しかしこの同一党内の競合は政策論争とはことなり、政権党という条件において公共事業などをめぐる利益誘導合戦に次第に堕していき、政治の質の低下をもたらしました。現制度への転換の端緒をなしたのは、こういう実態にたいして自民党内にうまれた反省と改革の志向だったことは確かなことであり、そのかぎりではきわめて健全な動機によるものでした。

社会党の場合は野党第1党として政権の奪取にむけて積極的に複数候補者を立てるべき位置にあったわけですが、しかし自民党に押されぎみの状況にあって共倒れの危険がつきまとい、果敢な挑戦に水がさされました。社会党のそういう傾向は本質的には選挙制度よりも社会党自体の主体的・創造的な取組みの不足に問題があったと思われませんが、しかしすくなくとも果敢な挑戦をあとおしする要素を選挙制度がそなえていなかったことは確かなことでした。

こうして旧中選挙区制における同士討ちと共倒れは、政治の質と政権交代にかんして致命的に作用しました。同制度が廃止されざるをえなかった基本的な理由はこのことでした。

なお自民党において派閥対立が燃えさかり派閥政治が横行したことについて、中選挙区制がその基盤になっていたということはしばしば指摘されたことでした。社会党でも、党内の左右の路線対立が、中選挙区における候補者の複数擁立および共倒れ回避のための候補者調整がからんで、必要以上にエスカレートしたということがありました。

同士討ちと共倒れが引き起こしたこうした一連の弊害を忘れてはならない。同士討ちと共倒れをなくし、同一政党の候補者がともに協力して選挙戦を戦える制度にする必要があります。

改革課題8 政党の勢力構成の柔軟性

—— ゆるやかな多党制を基本型としつつ

わが国および諸外国の政党政治において、政党の勢力の分布状況は幾通りかあって、それらは二大政党制、1カ2分の1党体制、一強多弱体制、穏健な多党制、一党独裁体制、小党乱立状況、等々、それぞれの呼び方がされてきました。

民主政治の進展のためには、一党独裁を許すべきでないことは言うまでもありません。複数の政党が存立し勢力を競いあうこと、すなわち国民の支持の結集を競いあうことが不可欠の要件です。そこで、どういう勢力の政党がどういう数で存立するのがのぞましいか、それが重要な問題となります。こうした政党の存立状況、または勢力の分布状況のことを、「政党の勢力構成」、つづめて「政党構成」と呼んでいいとおもいます。

(※ 政治学では政党勢力の分布状況を「政党制」および「政党システム」と呼んでいます。「政党システム」はまだしも、「政党制」と言ってしまうと、制度をさすことになってしまいます。「二大政党制」とか「多党制」などというのは個別形態の通称として容認できますが、それらを総称する社会科学用語として「政党制」を用いるのは適切ではないと思われます。)

政党構成にかんする現制度のねらい

選挙制度が特定の型の政党構成を誘導する作用をもつことは明らかです。またそういう意図のもとに制度設計がなされているといえます。

現制度は二大政党制への方向を意図して制定されました。この場合の二大政党とは相対的な意味でのふたつの大政党という意味ではありません。つまり5党とか6党とかいったいくつかの政党の中での上位2党という相対的な大きさを言っているわけではありません。二党だけで議席のほとんどを占め、そのいずれかが常に過半数を占める地位につく、そういう二大政党状況のことです。イギリスがその代表的な国とされてきました。現制度の制定の積極的推進者たちがめざしたのはそういう方向でした。

現制度が制定された当時の8党派連立の細川政権において、はじめの段階の制度案では、二大政党制をめざす側と比例代表制を重視する側との与党内の綱引きのなかで、小選挙区と比例代表の定数は250、250の半々で合意されていました。しかしその後、当時野党であった自民党との協議を経て、300と200で決着し制定にいたりました。それは二大政党制をめざした側の勝利を意味しました。さらに2回目の総選挙からは比例の定数は180に削減され、その後も二大政党制の方向への圧力は減衰していません。

なお、二党だけで議席のほとんどを占めるという二大政党状況であっても、制度の誘導によらないケースもありえます。それは民意の動向の結果として形成される二大政党状況です。それは否定さるべきではありません。

「ゆるやかな多党制」とその考え方

あらたな制度をめざすにおいては、政党の勢力構成にかんする方向性とその考え方を明確にする必要があります。

国会は民意の多様性を写す鏡でなければなりません。この多様性は集約（グルーピング）されていかねばならない。なぜなら国会の主任務は立法であり、立法とは、当該立法案件にかかわる民意を最終的にひとつにしばる作業だからです。国会議員選挙による国会の議席構成は、いわば集約過程の前半の到達点といえます。そして選挙後の国会における調査・審議の過程は、いわば集約過程の後半にあたります。この後半の過程では、諸政党・会派のあいだで、歩みよりの決定にしろ、対立したままでの択一による決定にしろ、あるいは対立・競合の止揚による新たな案の創出によるにせよ、最後はひとつの結論に集約されることとなります。

ひとつひとつの立法がいまのべたような集約過程を経るわけではありませんが、国会の一任期における数々の立法過程をひとつにまとめて考えれば、選挙を中間の通過点とした民意集約過程ととらえることができるでしょう。こうして国会は、人々が社会を運営していく際の規範・規定をつくる基幹ルートであり、すなわち国家意思の策定・制定をになう「国権の最高機関」（憲法41条）であり、その機能の社会的なひろさと深さを、わたしたちは不断に再認識する必要があります。

社会において国会がもつそのような基本機能からすれば、選挙制度の作用によって、いきなり二大政党にしばってしまうのは明らかに行き過ぎです。よりゆるやかな構成が妥当です。

国民のあいだに存在する民意（国家社会のあり方にかんする認識・志向）は混沌としてとらえがたい状況ですが、もしうまくグループ分けに成功したとすれば、おそらく大規模グループ、中規模グループ、小規模グループとあり、かつそれぞれが複数存在する状態が現われ出るのはないでしょうか。それが自然な姿でしょう。もしそれらのグループをそのまま政治勢力化する柔軟な機能をもった選挙制度が導入されるなら、大政党、中政党、小政党という分布になるのが自然であり、常態であると考えます。すなわち政党の勢力分布はゆるやかに傾斜して分布するのが自然であり常態であると考えます。そうした姿をとった勢力構成を当案では「ゆるやかな多党制」とよぶことにします。

「ゆるやかな」という意味はそういうことですが、「多党制」というのは、二大政党制との

対比において「多党制」と言っています。逆に多くの政党の群立あるいは乱立した状況と対比すれば「寡党制」というべきでしょう。しかし当制度案は現制度が勢力構成を二大政党にしぼる目的をもって制定されたことにたいして批判的立場をとり、そのことの改革を意図しているので、現制度との対比の意味をもって「ゆるやかな多党制」という表現をとることとします。

「ゆるやかな多党制」の大まかなイメージ

当案における常態としてのゆるやかな多党制について、具体的なイメージを立ててみます。大政党、中政党、小政党、無所属の勢力分布を得票率であらわすこととします。これは旧中選挙区制と現制度における全総選挙にあらわれた実際の政党構成をふりかえり、それに国民の投票動向に柔軟に対応する制度を仮定してその作用を重ね合わせて推定したものです。

(＊政党の勢力の表わし方は議席数によるのが一般的であり、便宜的にはそれも必要ですが、本質的には民意を直接にあらわす得票数・得票率が妥当です。とくに相対的な大きさや位置関係をあらわす必要性・便宜性からいって、得票率が妥当です。)

<大政党が2党 — 25%~35%のあたり>

まず政治の主導的な地位をあらそって二つの政党が大政党として成立するのはかなり必然性がつよく、そういう状況がほぼ常態であると考えます。すなわち、上位二党のもともとの支持者にくわえて、ほかの党の支持者ではあるが支持の程度のよわい人々、および支持政党なしの人々、こういう人々の中から、政治の主導的役割をになう政党の選択という軸を立てて上位二党のいずれかの支持にまわる、という人たちが出てきます。そのようにして上位二党に求心力がはたらき大政党化すると考えられます。得票率でいうと25%あたりから35%あたりのところで二党がきそいあう状況が想定されます。合計得票率は60%強と見ます。

<中政党が2、3党 — 5%~10数%のあたり>

ついで中政党というべき政党がつづきます。それらは5%あたりから10数%台と考えます。そこに2、3党成立すると見ます。大政党と中政党は勢力にかなり大きな落差が生じると見ているわけですが、それは前記のように、上位2党への支持の結集がはたらくのが自然であり常態である、という見方に立っているからです。中政党の合計得票率は25%~30%と見ます。

<小政党 — 5%未満>

さらに5%未満の小政党がつづきます。それは国会に議席をもっている小政党だけでなく、国会の議席をめざしている小政党がすくなからずあります。党数はかなり変動的になります。合計得票率は6%~8%あたりと見ます。

<無所属>

最後に無所属があり、ここでも国会の議席をめざす人が多数潜在しています。合計得票率は5%弱とみます。

ゆるやかな多党制のおおまかなイメージをのべました。このイメージについて、上位2党と中政党との落差が大きいので、「ゆるやか」という表現は適当ではない、という指摘があるかも知れない。しかしわが国の政党構成の実態をふりかえるとわかりますが、旧中選挙区制でも現制度でも上位2党から3位以下にかけた得票率の傾斜はもっと落差が大きく、しかも議席率で見るとさらにひどくなっている。とくに現制度では上位2党がほとんどの議席を占め、第3党以下との落差は甚大です。したがって前制度・現制度の実態にくらべると、いまのべた勢力構成のイメージにたいして「ゆるやか」という表現はおかしくないと思います。(ここ'12年と'14年の総選挙では第2党が大きく後退し、それまでとは状況が変わっていますが。)

制度の作用によって無理に二大政党にしぼろうとせず、かつ国民の投票動向に柔軟に対応する制度を採用するならば、わが国ではいまのべたような「ゆるやかな多党制」というべき勢力構成が常態になるだろうと推定されます。

小党・新党の成長の促進と小党乱立状況の回避

ゆるやかな多党制を志向することは、小党の乱立をさけることを意味します。しかしそのことが、新たな時代をになう新勢力としての小党の芽をつむことになってはなりません。そういう新党の出現と成長は大切ですから、それをうながす制度でなければなりません。

小党・新党について重視しつつも、それが小党乱立になるという状態は回避しようというのは、いわば二律背反する課題といえますが、これを両立させる手立て・仕組みはありうるだろうか。この課題への取組みは、政党構成にかんして不可欠です。

単独過半数党への対応

小党と対照的な存在は単独過半数の党ですが、ゆるやかな多党制を基本型とみるにしても、単独過半数の政党の出現を否定するものであってはなりません。なぜなら過半数の支持を受けるに値する政党はありうるし、またそういう政党を必要とする状況もありうるでしょう。したがって単独過半数の政党の出現をさまたげる制度になってはなりません。そのこともまた、要は国民の支持次第、すなわち得票数・得票率次第である、という原則によって柔軟に対応できるように企図します。

単独過半数の党に対応すべきということは、上位2党がほとんどの議席を占める二大政党状況にも対応すべきということでもあります。ふたつの状況はしばしばだぶることがあるからです。当改革案が二大政党制について批判しているのは、制度によって頭から二大政党状況を誘

導しようとすることにたいしてです。それは行き過ぎであるという立場です。民意の動向の結果として二大政党制が成立することについては、何ら否定するものではありません。

以上、政党の勢力構成については「ゆるやかな多党制」を基本型としつつ、民意の動向に柔軟に対応できるような制度をめざすべきと考えます。

ゆるやかな多党制のもとでは連立政権が常態となるでしょう。そこでは第1党を軸にして第3党以下からそこに加わるケースがもっとも多いただろう。また第2党が軸になることもありうる。さらに第1党と第2党の大連立もありうる。いずれにしても連立が常態となるでしょう。それは近代民主政治の成熟した国々においては、いまやごく一般的な姿になってきています。

改革課題9 政党活動の継続性と創造性

社会は人々（個とそのつながり）の創造と選択によって歴史的展開をとげていきます。政党というものの存在と活動は、人々のそのような創造と選択の社会的いとなみの一環をなすものです。そして政党政治とは、未来にむかって社会の全体的な体系（システム、しくみ）を創造的に再編する役割をになう政治体制です。そのことは近現代世界における政党および政党政治の崇高な使命です。

そのような政党の意義にかんがみると、政党活動の継続性とそれをささえる条件を考慮することはきわめて大切なことです。なぜなら、「継続は力なり」といいますが、継続が力となってもたらず重要なものは創造です。すなわち創造は継続的活動を基礎にうまれます。いつの世でも新しい創造は古い土壌に根ざしてうまれます。政治においても既存の政党の活動の歴史が、創造の母体となります。政党はこれからますます政策面で創造性が問われます。そうであるほど、政党活動の継続性が大切にされねばなりません。

現選挙制度は議席が得票からかけ離れることにより、政党の存立を必要以上に不安定にしています。政党は有権者の支持をうしなえば淘汰されて当然ですが、しかし支持があるかぎり、支持の大きさに対応した活動体制が維持されるべきです。政党を過度に不安定な状況にさらすべきではありません。そういう状況は政党活動の継続性を破壊あるいは危機に落とし入れます。したがって創造の基盤を殺したり弱体化させたりします。また政治家や政党職員の志操性を喪失させます。そのような選挙制度にしてはなりません。

第二部 衆議院選挙制度案「比例代表中選挙区統合制」

「国民・有権者の民意によって国政を動かすための基本手段としての国会議員選挙制度」という基本認識に立ち、うち衆議院選挙においては、民意の主たる媒体は政党である、という認識に立ちます。そうした方向に沿いつつ、前章でのべた9項の改革課題を実現する具体策・規定をもちこんだ「比例代表中選挙区統合制」をのべていきます。

選挙制度はいくつかの規定が組み合わさって形成されます。そうした規定を〈1〉～〈21〉設けました。‘——’線で上下からはさんだ文章が規定です。そのあとにつづいている文章は補足的な説明文です（項目名を**印でかこっている）。

なお隣接しあった規定を節としてまとめています。ただし第1節では、個々の規定についてのべる前に、制度全体の概要についてのべます。2～9の8節では個々の具体的な規定をのべています。

これらの規定のほとんどは改革課題のいくつかに対応しています。それぞれの規定がどの改革課題にたいしてどんな対策として役立つのか、そのことは巻末の備考においてのべることにします。

1 制度の概要

衆議院選挙を“政党を主たる媒体にした民意反映のシステム”とします。そのために政党選択選挙である比例代表制をとり、各政党がその得票に比例して議席を取得できるようにします。政党選択選挙であるとはいえ、政党とはあくまでも人の集団だから、政党の評価・選択は人を通した評価・選択という側面をしっかりとっていないなければならない。その意味で、個々の候補者にしっかりと焦点のあたる選挙区をもうけて、選挙区選挙と比例制を一体化した選挙制度にするのがのぞましい。当制度案はその具体化として、全体として比例代表制で、そのなかに中選挙区を包含・統合した「比例代表中選挙区統合制」とします。

総定数を二通りにわけます。第一は選挙区で選挙する議席です。選挙区は2人区と3人区の

中選挙区とします。総定数の大半をこれらの選挙区において選挙します。選挙区には政党候補者のほか無所属候補者も立候補できます。第二の議席は、各政党の取得議席数が得票数によく比例するように、選挙区当選者のほかに追加的に配分する追加配分議席です。追加配分議席の定数は、比例の達成に役立つ範囲で、少なくおさえることとします。

すべての政党がすべての選挙区に候補者を立てることができます。ただし各政党とも1選挙区につき1候補者とします。各無所属候補者はいずれか一つの選挙区に立候補できます。政党は、選挙区候補者の他に、選挙区をこえて選挙活動できる広域候補者を立てることができます。

有権者の投票は選挙区における1票制とします。したがって投票を受けることのできるのは政党の選挙区候補者と無所属候補者です。広域候補者は票を受けることはできません。しかし広域候補者は選挙区候補者と連携しつつその党の政策をうたえるので、それへの有権者の支持も選挙区候補者の得票にむすびついています。したがって政党の選挙区候補者の得票には、内実として広域候補者の得票もふくまれているといえます。

政党の選挙区候補者の得票は、その候補者の当落にかかわらず、全国的につみあがってその政党の合計得票数となります。基本的にこの全国得票数に比例して各党の取得議席枠がきまります。その枠がまず選挙区当選議席で埋められ、ついで追加配分議席で埋められます。追加配分議席の当選者（受任者）は、選挙区で落選した候補者と広域候補者の中から、規定された順序にしたがって選定されます。

当案は、有権者の投票による政党支持動向に応じて適宜に政党の勢力構成が再編されるよう、柔軟な適応力をもった制度とします。柔軟な適応力をもたせるとはいえ、制度というものは、好むと好まざるとにかかわらず、それぞれ特有の“常態”というべき状況を導き出します。したがって、のぞましい常態を企図しておく必要があります。当案は「ゆるやかな多党制」を常態として企図します。

有権者の投票動向に対応した適宜の政党構成とはいっても、一党独裁は否定されるべきことは明らかです。一党独裁は比例代表制そのものによって排除されます。また一党独裁の対極の小党乱立も、民主政治の進行に齟齬をきたすので回避されるべきです。その策として、追加配分議席の配分対象を一定得票率以上の政党に制限する方法をとります。このようなハードルを設けるのは、小党の成長をうながす意味も併せもっています。

なお、選挙運営の単位は選挙区がもっとも基本的な運営単位であり、それを包括する全国的枠組みがあります。それらの中間の運営単位としてブロックをもうけます。現行制度もブロック制をとっていますが、当案では比例配分は前述したように全国得票をもとに行います。同じくブロック制と称していても、そこは大きな違いです。

2 総定数とその配分

— 〈1〉衆議院の総定数 —

当制度案における衆議院の総定数は、2000年総選挙から2012年総選挙まで5回連続でもちいられた総定数480を仮定の総定数としてもちいる。

総定数の適切な規模

衆参各院の総定数の決定は、国会が国の最高意思決定機関として、法案の作成・審議・決定、予算案の審議・決定、立法関係をはじめとする各種の調査活動、これらの任務をはたしていく上で、議員数はどれほどの規模が適切であるか、という観点から議論し決定されねばならない。

しかし国会議員の主任務であり活動量がもっとも多いはずの立法活動においては、制定される法律のほとんどは行政官僚集団の策定になるものであり、したがって適切な議員数についてまっとうな計測ができる状態にはなく、課題として留意するにとどめざるをえない。

— 〈2〉選挙区定数と追加配分定数の構成 —

総定数を選挙区定数と追加配分定数に分ける。その構成は、議席率を得票率に適切に近似させることのできる範囲で、できるだけ選挙区定数を多く、追加配分定数を少なくすることとする。

両定数の構成の決め方は、標準構成比を百分比でさだめることとする。いまのべた趣旨にもとづいた判断により、62対38、または63対37 このあたりが妥当と考えられる。利便性の良さもあって、中間の62.5対37.5を具体的な構成比としてもちいる。

これにより総定数480を選挙区定数300、追加配分定数180に分ける。

選挙区定数と追加配分定数の割合について

いままでのシミュレーションでは62.5対37.5で比例配分が良好になされている。実際に当案が実施されれば、追加配分定数をもっと低減できる可能性があります。ともあれ経験則によってより妥当な構成にしていくことになります。

— 〈3〉ブロックへの定数配分 —

総定数480を人口比例でブロックに配分する。

ブロック編成については、現行制度におけるブロック編成とは異なるより適切なブロック編成がありえよう。しかし現段階ではそれは明らかではない。したがって当案においては、便宜上、現行制度の11ブロック制を仮定として用いる。

各ブロックへの配分計算は、一般的な比例式にもとづいた次の算出式を暫定案とする。

$$\text{配分定数} = \text{総定数} \times (\text{ブロック人口} / \text{全国人口})$$

算出された値の小数部分は、その大きいブロックの順に、総定数に達するまで1に切り上げる。

つづいて選挙区定数300を同じ要領で各ブロックに配分する。これはさきに配分されたブロック定数の内輪の選挙区定数となる。各ブロックの選挙区定数がさだまれば、そのブロックの追加配分定数も定まる。すなわち、

$$\text{ブロック定数} - \text{ブロック選挙区定数} = \text{ブロック追加配分定数}$$

となる。

* 比例配分の方式について *

定数の人口比配分の方式と、議席の得票比配分の方式は、上記の一般的な比例式にもとづいた配分計算の他に、ドント方式やアダムズ方式ほかがある。当案ではあとの〈12〉と〈15〉でのべる議席の得票比配分において、一般的な比例式をもとにした算出式をもちいている。それとおなじ考え方に立って、ここでの定数配分においても同じ方式を採っている。

この一般的な比例式にもとづく算出方法では小数部分の処理がともなう。選挙制度論では、小数や余りといった端数処理のともなう方式では、「アラバマのパラドクス」と呼ばれる不合理な現象がおきるとされている。議席の得票比配分におけるアラバマのパラドクスは事実上は虚構だが、定数配分の方では現実には発生しうるので、この問題への判断・評価を課題として残すこととします。

各配分方式にたいする評価においては、それぞれによる配分結果について、比例配分の達成度がどうか、具体的な検証が重要です。これらの検証・評価を経て配分方式を確定することにします。

* ブロックへの定数配分の試算 *

現行制度のブロック（11ブロック）を前提にして総定数の配分を試算してみます。ブロッ

ク人口は2015年国勢調査の都道府県人口確定値をもとにしています。

＜ブロックへの定数配分・試算＞

| ブロック名 | ブロック人口 | 人口比・% | 配分算出値 | 整数部分 | 小数部分 | 配分数 | うち選挙区分 |
|-------|-------------|--------|---------|------|--------|-----|--------|
| 北海道 | 5,381,733 | 4.234 | 20.323 | 20 | .323 | 20 | 13 |
| 東北 | 8,982,807 | 7.068 | 33.926 | 33 | .926 ② | 34 | 21 |
| 北関東 | 14,130,880 | 11.118 | 53.366 | 53 | .366 | 53 | 33 |
| 南関東 | 16,183,810 | 12.734 | 61.123 | 61 | .123 | 61 | 38 |
| 東京 | 13,515,271 | 10.634 | 51.043 | 51 | .043 | 51 | 32 |
| 北陸信越 | 7,410,144 | 5.830 | 27.984 | 27 | .984 ① | 28 | 18 |
| 東海 | 15,031,201 | 11.827 | 56.770 | 56 | .770 ③ | 57 | 35 |
| 近畿 | 20,725,433 | 16.307 | 78.274 | 78 | .274 | 78 | 49 |
| 中国 | 7,438,037 | 5.852 | 28.090 | 28 | .090 | 28 | 18 |
| 四国 | 3,845,534 | 3.026 | 14.525 | 14 | .525 ⑤ | 15 | 9 |
| 九州 | 14,449,895 | 11.369 | 54.571 | 54 | .571 ④ | 55 | 34 |
| 全国合計 | 127,094,745 | 100. | 479.995 | 475 | 4.995 | 480 | 300 |
| | | | 480.000 | | 5.000 | | |

各ブロックの配分算出値のうち、整数部分はそのまま配分されます。それらの合計は475議席になります。のこりは5議席です。それは小数部分の全国合計5.000と一致します（配分算出値の合計と小数部分の合計は誤差を含んでおり、下段に付記した値が正しい）。そこで小数部分の大きいブロックから順に1位から5位まで順位をつけます。①～⑤がそれです。これらのブロックに1議席ずつ追加されます。こうして11ブロックの配分数が確定します。

おなじ要領で選挙区定数300も各ブロックに配分します。その結果は右端の「うち選挙区分」の欄です。これをもとにして〈4〉のブロック内の選挙区編成がなされます。

なお、ブロック定数を用いて、それぞれのブロックの1議席あたりの人口を算出し、それを全国の基準人口（全国人口／480）と対比すると、最大の北海道が101.63%、最少の四国が96.82%となります。これらにより 北海道／四国 は1.05倍という格差になります。これは僅少な格差ですが、問題はこのブロック間格差ではなく、〈4〉でとりあげる選挙区間格差です。

3 選挙区の編成

— 〈4〉 2人区、3人区の編成 —

各ブロックの選挙区定数にもとづき、ブロック内に2人区と3人区選挙区を編成する。

多くのブロックで編成の仕方は幾通りか可能だが、それらのなかで2人区と3人区がもっとも同数に近くなるように編成する。

各選挙区間の1議席あたりの人口の格差を2倍未満に抑える。このため次の方法をとる。

各選挙区において1議席あたりの人口は、全国の基準人口(全国人口/300)にたいして、3分の2から3分の4の範囲とする。これを100分比による柔軟な表現にかえて、67%～133%と設定する。この上下の範囲を設定することによって1票の格差を2倍未満に厳守する。

この上下の範囲は、双方を100%により近づける方向で、将来的に段階的改定を続けることとする。

* 2人区・3人区にする理由 *

比例代表制は基本的に政党選択選挙であり、そこに選挙区を組み合わせる場合、それぞれの選挙区において各政党が一人ずつ候補者を立てて政策論争するのがわかりやすく自然です。その場合に選挙区は小選挙区、つまり定数1にせざるをえない、という認識の人が多いように思われます。もし中選挙区にして1政党1候補者にすると、政党間で得票に大きな開きがあっても議席数の方は接近してしまうことになります。そういう中で票と議席を比例した状態に正すには、選挙区議席とは別途に比例調整のための議席を用意することになりますが、この調整用議席を選挙区議席なみに多くしなければならなくなります。旧中選挙区制のような3人区～5人区の場合、選挙区議席よりも調整議席の方が多くなりかねないでしょう。

しかし2人区と3人区なら、1政党1候補者にしぼっても、そして調整議席を選挙区議席よりずっと少なくしても、良好な比例状態が実現できます(過去の総選挙の実データをつかって検証済み)。それが当案において2人区・3人区を採った最大の理由とよいと思います。

(1政党1候補者の規定はあとの〈6〉でおこないます。)

* 2人区・3人区の編成試算 *

〈2〉の表の右端に算出したブロックの選挙区定数をもとにして、2人区と3人区選挙区数を試算してみます。次の表がそれです。これは選挙区の具体的な線引きをともなったもので

はなく、2人区と3人区の区数の組合わせを試みているにすぎません。

(※ 選挙制度を語るとき「定数」という用語は複数の範囲と階層において使われています。このためどの定数を指すのか、わかりにくいことがあります。以下では個別選挙区の定数のことは「定員」と併称して区別することとします。かつてはこの用語が個別選挙区の定数をさす常用語でした。)

＜2人区と3人区選挙区数・試算＞

| ブロック | 配分数 | 2人区 | 3人区 | 合計 | ブロック | 配分数 | 2人区 | 3人区 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 13 | 2 | 3 | 5 | 東海 | 35 | 7 | 7 | 14 |
| 東北 | 21 | 3 | 5 | 8 | 近畿 | 49 | 11 | 9 | 20 |
| 北関東 | 33 | 6 | 7 | 13 | 中国 | 18 | 3 | 4 | 7 |
| 南関東 | 38 | 7 | 8 | 15 | 四国 | 9 | 3 | 1 | 4 |
| 東京 | 32 | 7 | 6 | 13 | 九州 | 34 | 8 | 6 | 14 |
| 北陸信越 | 18 | 3 | 4 | 7 | 全国合計 | 300 | 60 | 60 | 120 |

まず各ブロックで選挙区むけに配分された定数が決まっている。北海道を例にしていうと、13議席が配分されている。それを2人区と3人区に編成すると、[2人区：2、3人区：3]と[2人区：5、3人区：1]の2通りが可能です。うち前者を採用することとします。

もちろん選挙区の編成は機械的な編成にはなりません。線引きを決める要因は、自治体の境界をはじめ、文化圏や経済圏など、多様な要因が交錯している中で、その人口／定員が基準人口からの規定範囲に収まるようにすることを遵守しつつの選択になります。

―― 〈5〉 2人区、3人区の全国的なバランス ―――

2人区、3人区は、全国的にも同数に近づけるようにする。このため人口が多く編成の選択肢の多いブロックにおいて調整する。

* 2人区と3人区を同数にすることについて *

前項の選挙区数の試算では、全国的には結果的に 2人区：60、3人区：60 となり、同数となりました。

2人区と3人区を何がなんでも同数にしなければならないというわけではないが、なるべく同数に近づけたほうが、より良好に比例が達成しやすく、かつ有権者の票の動向に適応した政

党構成を実現しうる要因になると推測されます。そのあたりのことはシミュレーションを重ねる必要があります。また実際に当案が実施されれば経験則によって妥当な組み合わせが固まっていくと思われませんが、導入においては同数のあたりでスタートさせるのが妥当と思われれます。

4 候補者

— 〈6〉 政党の選挙区候補者 —

すべての政党がすべての選挙区に候補者を立てることができる。ただし各政党とも1選挙区につき1候補者とする。

政党の選挙区候補者は、選挙区で落選しても、その政党の全国得票の結果次第で、追加配分議席の当選者（受任者）になることができる。

* 1 政党 1 候補者の必要性 *

1選挙区において1政党1候補者という規定は、改革課題3の政党間政策論争の喚起、4の投票率の向上、7の同士討ちと共倒れの回避、これらのために重要な規定です。

同じ選挙区の中で同じ政党から複数の候補者が立つことは、有権者の選択肢がひろがるので、歓迎すべきことに見えます。しかし選挙は政党間の政策論争が主であって、同一政党内の論争・競合はそれ以前の段階で行われるべきことです。それに関与したい人は黨員になって意見を反映させるのが何よりです。あるいは党友・サポーターなどとして、その政党の“公認候補者予備選挙”などに参加すべきです。そんな参加ルートを各政党が設けるよう、はたらきかける必要があります。

* 復活当選の是非について *

現制度においては小選挙区と比例代表の重複立候補制があって、選挙区で落選しても比例で復活当選できるが、一部からこの復活当選にたいしてつよい批判がなされてきた。すなわち、いったん落選した者が議席につくのはおかしいではないか、という批判です。この批判に立てば、当制度案における選挙区の落選者が追加配分議席を受任することも批判の対象になりそうです。

この批判の特徴は、選挙をもっぱら勝ち負けの次元で論じていることです。つまり選挙の基本的な目的・意義である民意の反映ということをそっちのけにして、選挙区内の勝ち負けの論理を、全体の議席にかんする判断にまでひろげている。これは事の本質から逸脱している。

民意の反映という本質的な目的に立てば、衆議院議員選挙においては、政党はその得票に比例して議席を得るべきです。個々の選挙区はともかくとして、全体的にはそういう議席構成になる必要がある。そのために選挙区議席のほかにも比例の達成に充当する議席を設けると、その受任者として、比例単独の候補者（当案では次々項でのべる広域候補者）ならよくて、選挙区の落選者は不適だという理屈は成り立たない。不適とされるべきは、議員になる資格を問われるような低得票のケースです。それを判定する規定は必要です（あとの〈18〉でとりあげる）。

— 〈7〉 無所属候補者 —

無所属の各候補者はいずれか一つの選挙区において立候補できる。

* 衆議院における無所属議員の意義 *

衆議院は、政党を主たる媒体として民意を反映させる場であり、したがって主として政党所属議員によって構成される院である、という考え方に当案は立っています。他方の参議院では逆に無所属議員の方が主たる構成員であるという考え方です。

とはいえ衆議院における無所属議員の存在意義をみとめないということではなく、一定の意義を認め、かつ期待をもちます。

衆議院は、それぞれの政党が社会の全体的な体系（システム、しくみ）に対応する政策の体系をもち、それをぶつけあって、よりよい社会体系への再編を実現すべく活動する場です。そんな政策活動は政党という集団・組織体にして可能ですが、まれに個人でそれに近い力量を発揮できる者があり、政党とわたりあえる例がありえます。そういう議員は新たな政党づくりを目指す者かも知れないし、政党づくりの意図はないが既存の政党に影響を与えようという者かも知れない。そうした議員は組織的・集団的な取組みによる政策にないものを提示できる可能性をもっています。そういう人材が議員となって衆議院に登場する事例は必ず生まれるので、そのルートは用意されていなければならない。それが選挙区に無所属候補者が立つことの積極的な意義と考えます。

いまのべたタイプの無所属議員とは別に、個人（個）の視点に重きをおいて政治・社会をとらえることによって、政党とはちがった政治活動のあり方を拓こうというタイプの無所属議員がいます。こういう議員の存在も意義があります。しかしこのタイプの議員の主舞台は明らかに参議院であり、衆議院では積極的な意義は大きいとはいえません。しかしその存在を否定する

べきではないので、そのタイプの議員のためにも選挙区ルートが活用されるべきと考えます。

— 〈8〉 広域候補者 —

選挙区に候補者をたてた政党は、ほかに広域候補者を立てることができる。広域候補者はブロック内の全域で選挙運動ができる。

無所属には広域候補者はない。

広域候補者は追加配分議席の当選者（受任者）になることができる。

各政党の広域候補者の擁立数は、そのブロックでの選挙区候補者の擁立数に対応して段階的にふやせることとする。一案として次のような設定が考えられる。

| 〈選挙区候補者数〉 | | 〈広域候補者数〉 |
|----------------|---|-------------|
| 半数未満の選挙区で擁立 | → | その半数以内 |
| 半数以上～70%未満で擁立 | → | その同数以内 |
| 70%以上～90%未満で擁立 | → | その130%以内 |
| 90%以上で擁立 | → | 追加配分定数と同数以内 |

（つぎの〈9〉で規定するが、投票を受けることができるのは選挙区候補者だけであり、広域候補者は投票を受けることはできない。）

広域候補者のタイプについて

各政党において広域候補者制の活用は選挙戦略上の重要課題になるでしょう。そういう中で広域候補者には次の三つのタイプが出てくることが予想されます。

（イ） 広く複数の選挙区をまわって党の政策の周知につとめつつ、選挙区候補者を応援するタイプ。

（ロ） 前項のタイプをふくみつつ、空白選挙区（自党の候補者の出していない選挙区）においても党の政策を周知すべく運動するタイプ。

（ハ） 特定の選挙区候補者とペアをくんで、その選挙区のみで運動するタイプ。

このうち（イ）のタイプは党幹部や著名候補者がつとめる役割であり、すべての政党に共通して見られることになろう。なお党首クラスなどは、自身が選挙区候補者であっても、全国的に応援してまわることはこれまでと変わりはない。

つぎの（ロ）のタイプは、空白選挙区で運動しても当面の得票にはつながらないが、発展途上の政党においては今後の基盤づくりのために必要となろう。

最後の（ハ）のタイプは選挙区の第二候補者のような性格を帯び、「広域候補者」という名称の適さないタイプだが、選挙区での当選者の多い政党ほどこのタイプの広域候補者がふえることになろう。というのは、選挙区の当選が当然である状況においては、より高い得票で当選をはたした選挙区から追加配分議席の当選者も出すという方式をとる政党がふえることになって、ペア方式が広がると予想されます。

*** 広域候補者が果たす活性化作用 ***

いまのべた（ハ）のタイプの広域候補者はこれまでの選挙制度になかった候補者ですが、その作用は重要であると思われる。第一にこのタイプの広域候補者と選挙区候補者は、お互いに強く協力しあう関係をうながされる。第二にこのタイプの広域候補者は世代交代の波をおこす作用をはたすと考えられる。選挙区候補者にとっては前の作用は大歓迎だが後の作用は悩ましい。しかし当の政党にとっても政党政治全体にとっても活性化作用をはたすと期待できる。

5 投票

— 〈9〉 選挙区における投票のみの一票制 —

有権者の投票は選挙区候補者にたいする投票のみの1票制とする。

*** 1票制のもつ意味 ***

現制度は選挙区と比例代表が並立であるため、選挙区は人、比例代表は政党という使い分けが可能です。さらには別々の政党への投票も可能です。そういう安易な投票行動が多くなるほど政策の点検・評価が後退し、政治の質を低下させます。

現制度はそういう無責任な投票行動を誘発している。誘発という以上に、そのような投票行動をせざるをえないように有権者および政党を追い込んでいる、という性格が強い。

当制度案は、〈6〉で規定したように、選挙区での政党の候補者は、各党とも1選挙区につき1名に限定しています。それと、ここでの規定である1票制とがあいまって、人の選択と党の選択の一致をうながす。もちろん人だけに焦点をあてた選択、その逆に党だけに焦点をあてた選択、これらはいずれも可能ですが、人と党の不一致はありえない。また複数の党にまたがった投票もありえない。

あとの〈11〉〈15〉でのべますが、選挙区で得た1票が積みあがって各党のブロック得票数、さらに全国得票数となり、それによって各党の全国的な議席枠が決定します。候補者を立

てなかった選挙区では1票も入らない。したがって各政党はできるだけ多くの選挙区に候補者を擁立するよう強力にうながされます。

政党制民主政治の前進にとって候補者の積極的擁立は必須の要件です。したがって積極的擁立にブレーキをかける選挙制度は欠陥制度と断ぜざるをえない。現行の小選挙区制は第3党以下の候補者擁立にブレーキをかけています。

旧中選挙区制では、政権交代の責務を負った野党第1党が、各選挙区で定員の半数以上の候補者を擁立すべきことが必須であったが、共倒れのリスクに直面した。したがって野党第1党は共倒れのリスクをのりこえる主体的力量を求められた。それに応えることができればそれで済むことではあったが、制度の作用という面においては、旧中選挙区制は積極擁立を後押しする制度的作用はもっていなかった。

— 〈10〉 政党名による投票も可 —

選挙区における政党候補者は、その選挙区において党を代表しているので、政党候補者への投票は候補者名のかわりに政党名で投票することも有効とする。

なおその選挙区に候補者を出していない政党名での投票は無効となる。

無所属候補者にたいしては候補者名のみの投票となる。

* 政党名での投票の必要性 *

政党とその候補者は分離されるべきではないが、しかしある政党をはっきり支持している有権者が、自分の選挙区の候補者に賛同できないというケースがありうる。そして心ならずも棄権するということにもなりかねない。この葛藤は政党名で投票することによってほぼ解決できるだろう。それは気持の問題というだけでなく、その一票によって現実に支持党の得票をアップさせ全体的な獲得議席枠をひろげることにつながるからです（政党の議席枠については、あとの〈11〉〈15〉でのべる）。

他方、候補者個人の資質こそ主要な評価対象である、という考え方を強固にもった有権者もいる。そういう有権者は、党を無視して候補者個人を選択対象にすればよいのです。当制度案はそういう投票行動を排除しない。排除されるのは、候補者と党の矛盾した選択であり、および複数の党にまたがった投票です。

当選挙区に候補者のでていない政党への投票を無効にする理由は、第一に、政党とは人の集団であり、政党への判断・評価はその政党を構成する人を通じた判断・評価という側面がおろ

そかになってはいけないこと。第二に、選挙区に候補者を立てなくても票をえられるとなると、党員拡大と党組織づくりがおろそかになり、民主政治の担い手としての政党の力がそならず、民主政治を脆弱にすること。この二点によります。

6 各政党の全国得票数と純比例議席

— 〈1 1〉 各政党の全国得票数 —

選挙区の政党候補者の得票は、候補者の当落にかかわらず積み上げられ、それぞれの政党のブロック得票数、さらに全国得票数となる。

* 政党の合計得票数のもと *

各政党の全国段階の合計得票数が、議席の比例配分の根拠になります。

政党の合計得票数のもとになっているのは、その政党の選挙区候補者の得票です。政党の選挙区候補者は、それぞれの選挙区においてその政党を代表している存在であり、したがってそれへの投票はその政党への票となります。そのことは選挙区での当落にかわりません。

また、政党の選挙区候補者にたいして、たとえ投票者が候補者その人を支持して投票し、政党への投票をまったく意図していなかったとしても、候補者がその政党を代表した存在である以上、客観的・社会的には投票者は候補者を通してその政党に投票したことになります。

— 〈1 2〉 各政党の純比例議席の確定 —

各政党および無所属の全国得票数が確定すれば、原則的・論理的にはそれに比例して各政党の取得議席を算出できる。すなわち次の算出式

$$\text{比例議席} = \text{定数} \times (\text{得票数} / \text{有効投票総数}) \quad \text{すなわち、}$$

$$\text{比例議席} = \text{定数} \times \text{得票率}$$

によって算出できる(ここでは無所属は便宜的に一つにグループ化して一つの政党の扱いにして計算する)。

ただしこの算出された議席数は、ほぼ100%の確率で小数付きの値になる。小数値の議席というのは存在しないので、この算出値は具体的・現実的な取得議席ではない。概念上の取得議席にとどまる。

とはいえこの算出値は確固として実在する数値である。すなわち各政党の得票にもとづいた

純正の比例議席をあらわしており、本質的な重要な意義をそなえている。したがって当案ではこの算出値を「純比例議席」と呼ぶこととする。

なお純比例議席は比例の達成具合を検証するための指標となる。検証の指標として用いるときは、純比例議席の小数部分の桁数を少なくして使い勝手をよくし、「基準議席」と呼び変えることとする。

真正の比例配分計算

上記の比例議席の算出式の基にある比例式は、中学校の数学以来のおなじみの比例式である $a : b = c : d$ 、および $a / b = c / d$ です。そして移項して $a = c \times (b / d)$ という算出式になります。

この比例式と算出式を選挙制度で具体的に適用すれば、

取得議席：定数＝得票数：有効投票総数（または）

取得議席／定数＝得票数／有効投票総数

これを移項して（そして取得議席を比例議席と呼び変えて）

比例議席＝定数×（得票数／有効投票総数）

となります。このなかの 得票数／有効投票総数 は得票率のことなので、

比例議席＝定数×得票率

となり、上記の規定文中の算出式となります。

一連の式のなかで、とくに 取得議席／定数＝得票／有効投票総数 は、比例議席配分の仕組みを考える上で重要です。

この式では左辺も右辺も全体と部分の関係を表現しています。右辺は票の次元であり、分母の有効投票総数が全体としてあり、分子の各政党・無所属の得票が部分としてあります。そして部分（分子）を合計すると全体（分母）にぴったり一致するという関係になっています。

左辺は議席の次元であり、議席全体である定数にたいして、その部分として各政党・無所属の取得議席があります。それぞれの取得議席を合計すれば定数にぴったり一致します。

この左辺と右辺の計4項目のうち、選挙前に確定しているのは定数だけであり、投票が終わり開票が終わると、各政党・無所属の得票、そしてそれらの総計である有効投票総数が確定します。残るのは各政党・無所属の取得議席です。これを右辺の全体と部分の比例をうけて、それとおなじ比例で確定させようというのが比例議席の配分方法です。こうして、取得議席・比例議席の算出は、前記のように 比例議席＝定数×（得票数／有効投票総数） という算出

計算によることとなります。

この算出法をつかった比例議席の配分は、選挙制度論においては「単純比例方式」と呼ばれることが多い。その具体的な比例議席の確定の仕方について次にのべておきます。

「単純比例方式」または「純比例方式」

上記の比例議席の算出値の整数部分は、そのまま各政党の議席数となります。それによって比例配分議席のほとんどがきまります。あとの配分残りの議席数は小数部分の合計値に等しい議席数です。というのは、部分をすべて合計すると全体に一致するので、各政党の小数值を合計すると整数になり、それをもともとの整数部分に足すと、定数にぴったり一致するからです。

この配分残りの議席数は各政党にまたがった状態にあります。これを各政党で共有するわけにはいかないし、小数值の議席として分有することもできない。結局のところ小数部分の大きな政党の順に1議席に切上げるほかありません。そうやって切り上げていって定数に達すれば、のこった政党の小数部分は切捨ての扱いになります。

切り上げと切り捨てという処理方法はいかにも乱暴な感じ。何回もくりかえす中では四捨五入になってそれなりに合理的ですが、個別の事例においては、コンマ4台で切り上がった、コンマ6台で切り捨てになったりという、不条理なケースもおきます。したがってこの方式の印象はよくない。

しかしこの小数部分に対応した議席数は、全体のなかではごくわずかです。おおむね政党数の半分、たとえば政党が7党あるとすれば、3議席か4議席にすぎません。全定数480議席の中では、1%にも達しません。だから小数部分に対応した議席数だけに注目すれば粗雑で不条理な方式に見えますが、全体としては良好な比例状態が達成されます。

いろいろな比例配分方式について、きちんとした比較方法、すなわち“取得議席／基準議席”または“議席率／得票率”を使って比較・検証する必要があります。

いまの二つの比較法は個別政党を対象にした比較法ですが、全政党・無所属を対象にしたトータルな比較法もあります。すなわち各政党・無所属の取得議席をそれぞれの基準議席で差し引き、それらの値（すなわち純比例議席・基準議席にたいする超過と不足）を絶対値で総計して、総定数と対比するというものです。これによって全体的なズレを明らかにできます。これはいくつかの比例配分方式を総合的に比較・評価する方法として有用です。

これらによって比較・検証すれば、この単純比例方式がもっともよく比例状態を達成できることが明瞭になります。それはこの方式が上記のように真正の比例式にもとづいた方式だからです。

このように見てくると、単純比例方式は、頭の「単」を除いて、「純比例方式」と呼ぶのが本質にかなっています。

現行の比例配分方式であるドント方式をはじめ、ほとんどの比例配分方式は、真正の比例式といえるものをベースにしたものではありません。

7 当選者の決定

— 〈13〉 選挙区の当選者の決定と法定得票数 —

当選者はまず選挙区において決定する。すなわち2名または3名の定員内に順位をつけ、かつ法定得票数に達している候補者が当選者となる。

法定得票数は旧中選挙区制の規定を便宜的に踏襲することとする。すなわち、

$$\text{その選挙区の有効投票総数} \div \text{定員} \div 4$$

による。これを得票率でいうと、2人区では12.5%、3人区では約8.3%となる。

定員内に順位をつけたにもかかわらず法定得票に達しなかったという落選者がでた場合、選挙区当選者が選挙区定数を下まわる。その空席分は、そのブロックの追加配分議席にまわすこととする。したがって当初の追加配分定数に上乗せされる。

政党の候補者は、〈17〉で規定する候補者名簿において追加配分議席の受任の順位づけがされるが、選挙区で当選した候補者は、名簿上の順位に関係なく当選が確定する。

法定得票ラインの必要性

選挙区での当選資格の要件として法定得票ラインを設定することは、選挙区が比例制の中に含まれているといえども、必要です。得票数に比例した議席数というときの得票数とは全国的に集計された政党ごとの合計得票数です。それに比例した議席を政党に与えようということであり、したがって個々の選挙区をこえた次元の問題です。それにたいし個々の選挙区における当落の決定基準は、その選挙区の定員、有権者数、有効投票数において、当選に値する得票を得ていると言えるか(当選の資格があるか)、という問いのもとで立てられるべきことです。つまり全国レベルの比例の論理とは一線を画した論理で判断しなければならないと考えられる。

では、その選挙区における当選の資格とは何か。その問いは、民意の担い手といえるか否か、という本質的な問いに帰着します。民意の担い手といえるだけの民意を受け止めているか、

ということです。それを示す票数を明瞭にすることは簡単ではなく、あるいは不可能かも知れない。しかしあえてそれをしなければならない。

この選挙区の当選資格ラインの設定については、参議院、地方議会の選挙でも問われる問題であり、考え方の整理が求められます。そのことを課題として留意しつつ、旧中選挙区制の法定得票ラインを便宜的に使用します。

選挙区当選議席が空席になった場合の対処

定員内に順位をつけたにもかかわらず法定得票ラインに達せず落選になって、それによって発生した選挙区議席の空席は、追加配分定数に繰り入れられます。したがって結果的に追加配分定数が増加します。

このような落選の実例は、戦後第1回の'46年総選挙で2件発生しています。その後の総選挙ではまったく発生していません。当案でも発生の可能性はほとんどゼロですが、しかしゼロと断定はできないので、対処のための規定はしておかねばなりません。

'46年総選挙の場合は再選挙がおこなわれました。選挙区選挙だけの制度では再選挙するしか方法がなかったわけです。旧中選挙区制も再選挙方式で、現在の小選挙区制も同じです。

当案では選挙区が比例代表制に包含されているので、発生した空席分を追加配分議席をふやすことで埋めるという方法をとることができます。したがって再選挙をしないで簡潔にすませられます。ただしそれは技術的な次元の対処です。

本質的な次元のこととして、当案ではこのように定数が欠けるケースでも、投票された票は、それが政党候補者への投票だったならば、比例を通した議席配分において生きています。したがって当選挙区の有権者の参政権が削減されることにはなりません。当案は有権者の投票に忠実に比例した議席構成をめざしているので、当初の投票に忠実に比例した議席構成を維持することを重視します。再選挙はそれを壊してしまいます。

しかし他方で、選挙区議席の空席をつくることは、結果的に選挙区への定数（定員）配分がくずれるのも事実です。したがって再選挙して定数（定員）を回復すべきという考え方ができます。とくに当該の落選者が無所属候補者だった場合は、その支持者のあいだには納得できない思いがのこるでしょう。

どんな対処法が妥当か検討課題とし、複数の側面を総合しつつ結論をだすべきでしょう。

— 〈14〉追加配分議席の配分対象 —

追加配分議席の配分対象は、全国段階の得票率が2%以上の政党とする。

2%未満の政党と無所属においては、当選者は選挙区当選者のみとなる。

この2%のハードル（選挙制度用語では「阻止条項」）は小党乱立の防止策であり、また実は小党の成長をうながす策でもある。この一見矛盾するふたつの課題を両立させる上で、ハードルを何%にするかが重要になる。2%は妥当であると考えられる。

現制度に内在している高いハードル

現制度の制定過程において、当時の政府（細川連立政権）の案では比例の実施単位を全国単一とする中で3%のハードルが設定されていた。しかし当時の野党自民党との協議によりブロック制にかわったため、このハードルは必要なくなった。というのはブロック制はそれ自体に高いハードルが内在しているからです。

たとえば直近の'14年総選挙のブロックごとの最低当選ライン（ドント方式）を得票率で見ると、もっとも低い近畿ブロックが3.1%、もっとも高い四国ブロックが11.6%、全11ブロックの平均は5.7%だった。すなわち現制度に内在するハードルは非常に高いものであり、小党乱立の防止をこえて、小党排除の作用がよくなっている。のみならず中堅政党にもダメージを与えている。

小党成長策と小党乱立防止策としてのハードル

いくつかの小党が生まれて、そこに政治を前進させる新たな要因が内在しているとき、それを開花・成長させるには、クリアすべき目標水準としてのハードルがあった方がよいと考えられる。またハードルは小党の間で合流や淘汰をうながす作用ももつ。

もしハードルをもうけず低得票の政党にも比例配分したならば、比較的簡単に議席を獲得できる。総定数480においては、1000票のなかの2票でほぼ確実に1議席を獲得できる。1.5票でも1議席獲得の確率が高い。したがって議員1人とか、2人、3人とかの小党が数多く誕生する。戦後1回だけおこなわれた1946年の大選挙区制の総選挙ではまさにそんな状況がもたらされたが、ハードルなしの比例選挙でも同様な状況になるだろう。

1946年総選挙の小党乱立状況については、敗戦直後の混乱状況で横の情報交換が困難ななかでの出来事であって、制度（大選挙区制）が主因ではなかった、という見方もできる。社会状況の影響があったことは確実だが、大選挙区制の作用も否定できない。そして全面的な比例代表制でハードルなしの制度においては、大選挙区制以上に小党乱立の方向に作用する可能性が大です。

全面比例制でかつハードルなしでは、少数の議員を擁する数多くの小党が登場し、それぞれ

に議員数を継続的に維持できるとなると、楽な情況に安住し、政策内容や組織のあり方について根本的な再検討をみずからに課すことを回避し、他との合流を図ることもなく、滞留しつづけることになるでしょう。そしてそれぞれの指導者がお山の大将に安住しがちになりかねない。与野党の勢力が僅差の状況などでは、そうしたわずかな議席の政党がカギをにぎる状況になり、それら小政党の動向が入り乱れて、国民にとって政治状況がわかりにくいものになるでしょう。民主政治を健全に進行させるためには、政治状況を把握困難な状況にしてはならない。小党乱立の回避はそのために必要なことです。

小党・新党の成長をうながすことと小党乱立の防止と、双方の見地に立って戦後の全総選挙における政党の生成・盛衰の実際を見ると、2%のハードルは妥当なところといえよう。

ちなみに国会図書館の『レファレンス』（'06年12月号）に掲載された「諸外国の下院の選挙制度」によれば、調査した31カ国（そのほとんどはOECD加盟国）のうち比例代表制（並立制のような部分的な比例代表制を除く）を採用しているのは23カ国、そのうち17カ国が阻止条項を設けている。うち16カ国が具体的に得票率で定めていて、最高は10%、最低が2%、平均4.9%となっている。（あとの1国は変動的な基準をもうけており、1%に満たないと推定されている）。5カ国が阻止条項を設けていない。それらの国では小党乱立の傾向がないのかどうか、興味あるところです。

阻止条項なしで行く場合の付則

もし小政党の人たちのあいだに阻止条項反対論がつけよければ、当事者の意向をないがしろにはできないので、新選挙制度（比例代表制）においては阻止条項なしでスタートすることもありうるでしょう。しかしその場合は、小党乱立にかんして懸念される情況を経年の中で診断すること、そして必要となれば阻止条項設定の如何を審議・決定する旨を付則として加えるべきでしょう。

—— 〈15〉 政党の全国段階の議席枠の決定 ——

得票率2%以上の政党における追加配分議席の当選者（受任者）の決定には、その前提として、それらの政党のそれぞれの全国得票に比例した議席取得枠が決まる必要がある。その議席枠にまず選挙区当選議席を充て、のこり枠に追加配分議席を充てることとする。

全国段階の議席枠は次のように決める。

選挙区の当落が決定すると、得票率2%未満の政党と無所属の当選者は、選挙区当選者のみということで確定する。それらの議席数の合計を n とすると、総定数から n を差し引いた

数、 $(480 - n)$ が2%以上の政党の受け取る議席数になる。これをそれぞれの政党にその得票率に応じて比例配分することとなる。算出式の基本構造は〈12〉の純比例議席の求め方（純比例議席＝総定数×得票率）と基本的におなじ構造であり、純比例式にもとづいている。

得票率2%以上の政党の得票率の合計を R とすると、各政党の議席枠の算出は、

$$\text{議席枠} = (\text{総定数} - n) \times (\text{得票率} / R)$$

となる。

これによって算出された議席枠は、〈12〉の算出式の場合と同様にほとんどは小数付きの値となる。各政党とも整数部分はそのままその政党の議席数となるが、小数部分は、その大きい政党の順に1議席に切り上げることとする。配分が終わるまでこの切り上げをおこなう。

* 政党の全国得票の議席化 *

得票率2%以上の政党のあいだでは、それぞれの全国得票数に比例した議席が取得できます。つまりもっとも広域の範囲で比例配分されます。したがって比例の達成度が高くなります。そのことは現行のブロック単位での比例配分に比較して歴然とした改善になります。

比例の達成度が高くなることは民意の動向に対応して政党の勢力構成が柔軟に再編されていくことにつながります。また票の増減を大きく超えた議席変動がおきないので、政党は国民の支持にみあった継続的な活動体制を維持できることとなります。

* 小数部分の処理について *

得票率2%以上の政党の議席枠として算出された値の整数部分は、そのまま各政党の議席数となります。それによって全議席枠のほとんどがきまります。のこりは小数部分ですが、この処理方法は〈12〉の説明文の「単純比例方式または純比例方式」でのべた通りです。

— 〈16〉 政党のブロック段階の議席枠の調整 —

各ブロックの各選挙区で〈13〉にもとづいて選挙区議席の当選者が確定している。次のステップは追加議席の配分となる。それを各ブロックごとにおこなう。

追加議席の配分対象は、〈14〉で規定したように、全国段階で2%以上の得票をした政党である。それらの政党の全国段階の議席枠の決定について前項で規定した。この議席枠を政党ごとに各ブロックに得票に比例して割り当てる。すなわちそれぞれの政党において全国得票数のなかに占める各ブロックの得票数に比例して割り当てる。

各ブロックに割り当てた各政党（得票率2%以上の政党）の議席枠と、得票率2%未満の政

党および無所属の選挙区当選議席とを合計し、それがそのブロックの所定の定数に一致すれば、その状態でそのブロックの議席構成が確定する。一致しないブロックでは、他の一致しないブロックとのあいだで同一政党内の割り当てを調整・変更し一致させる。

すなわち、各政党の全国段階の議席枠を不変とし、かつブロック定数を不変とする条件において、各政党内部のブロックへの割り振りを可変とする。

こうして得票率2%以上の政党の各ブロックの議席枠が確定したら、そこに選挙区当選議席を充て、あとの残りが追加配分議席となる。

ブロックへの割振りの具体的な調整方法

ブロックへの議席の割振りの具体的な調整方法は、一つ以上の試案を作成し、また同様な地域配分制をすでに行っている他国の実例を参照し、それらのあいだで選択または折衷して策定することとします。

— 〈17〉 政党の候補者名簿とその順位 —

政党は選挙区候補者と広域候補者をひとつの名簿に登録し順位づけする。この順位は、各政党の議席枠にしたがって追加配分議席の当選者（受任者）をきめる際の順位となる。順位づけの方式は、法定の標準方式を設けるほか、政党が独自にさだめる方式も認める。

標準方式は、選挙区候補者については、現行制度の方式と同様に、名簿上でいったん同一順位に置いておき、開票のあと、選挙区当選者をのぞいた候補者のあいだで、開票結果にもとづいて順位を決定する。決定の基準は、現行方式では惜敗率をもちいているが、当案では得票率をもちいることとする。広域候補者については、どの順位におくかはそれぞれの政党にまかされる。

政党独自の方式は、選挙区候補者・広域候補者ともにそれぞれの政党の方針によって順位が規定される。このうち選挙区候補者について開票結果にもとづく順位づけをする場合、客観的に（あらかじめ定めた要件以外の裁量が関与する余地なく）順位決定できる規定でなければならない。そのように客観的なデータによって結論がだされることにより、コンピュータ処理にも対応できることになるし、当落の速報性も保証される。

この各政党の独自の方式は事前に選挙管理委員会に報告し、適法性および合理性（矛盾がないこと）について承認を得なければならない。かつ公開されていなければならない。

惜敗率か得票率か

惜敗率ではなく得票率を基準にするのは、各党の全体的な議席数は全国段階の得票率にもとづくのだから、それへの貢献度という観点から、各候補者の得票率の優劣によって順位を決めるのが当然といえる。

現行方式の惜敗率採用はどのような考え方に立ったのだろうか。惜敗率は選挙区内の候補者間の勝ち負けの次元のものであり、比例議席の配分方法との関連性は弱い。

―― 〈18〉 追加配分議席数とその当選者の決定 ―――

得票率2%以上の政党のブロック議席枠が決まると、それぞれの枠をまずブロック内の選挙区当選者でうめる。そのあとが追加配分議席数となる。そこに、その政党の候補者名簿上の選挙区当選者以外の者、すなわち選挙区の落選者と広域候補者の中から、名簿順位にしたがって追加配分議席の当選者（受任者）として充てる。

選挙区の落選者が追加配分議席の当選者（受任者）になるには、その資格として選挙区での得票数が一定のラインに達していることを条件とする。いわば衆議院議員になる「適任判定ライン」であるが、当案における具体的な得票ラインとしては、暫定案として、〈13〉で規定した法定得票数の2分の1とする。すなわち、

$$(\text{有効得票数} \div \text{定員} \div 4) \div 2$$

とする。得票率でいうと2人区で6.25%、3人区で約4.2%となる。

追加配分議席の受任資格

選挙区の落選者が追加配分議席の当選者（受任者）になるにあたって、受任者としての資格を疑問視されるような低得票のケースがありえる。したがってその判定ラインを設けることは必要といえよう。

前述の〈13〉の法定得票ラインは、選挙区における当選者としてふさわしい最低限の得票ライン、という意味のものだったが、ここでの得票ラインは、衆議院議員に就くにふさわしい人物かどうかを計る「適任判定ライン」です。二つの判定の趣旨は同一ではない。

現制度では供託金の没収ライン、すなわち小選挙区の有効投票総数の10分の1（10%）の得票数を援用している。この場合は、2人区では得票率5%、3人区では約3.3%という設定になる。供託金の没収ラインがどのような考え方で設定されたかわからないが、ライン設定の課題がことなるので、便宜的にせよこれを踏襲するというわけにはいかない。

衆議院議員に就くにふさわしい人物であるかどうかを得票で計ろうとするとき、政党の大きさによって候補者の得票力に差があるという問題がある。どの規模の政党の候補者に照準をあてるかとなれば、小党の候補者になろう。小党の候補者はそもそも票が集まりにくいというハンディがある。しかしそうではあっても、立候補し選挙運動したからには、もしその候補者が衆議院議員に就くに十分ふさわしい人物ならば、それ相応の得票があってしかるべきです。とすれば、それは得票率でいうと最低限何%ほどか、という問題の立て方になろう。

妥当な判定基準をみちびきだすにおいて、旧中選挙区制における小党および無所属の候補者の実例が多数あるので、それを活用できよう。それなりの人物であれば、大きな支えをもたなくても、「最低限これほどの得票はできる」というおおよその基準を立てうるのではないか。

他方で、大きな政党の候補者は、衆議院議員として首をかしげられるような人物であっても、党の集票力によって判定基準を軽くこえることができる。小党の候補者に照準をあてた低い判定基準の設定は、そういう不合理を許してしまう。しかし複数の基準を設定するわけにもいかない。政党候補者におけるこの不合理をなくすには、政党サイドの候補者選定の過程を、実のあるものにしてもらうほかないだろう。

8 特例措置

ここまでの〈1〉～〈18〉はいわば正常状態をつくりだす規定です。次の〈19〉〈20〉は正常状態からはずれた事態への対処法、〈21〉はきわめてまれな事態への対処法です。

—— 〈19〉 議席枠にたいする超過と不足への対処 ——

得票率2%以上の政党の議席枠が〈15〉の計算式で決まるが、そのときに選挙区当選議席だけでこの枠を超過する政党がありうる。その場合に超過部分を無効にすることはしない。すなわち選挙区の当選議席は不動である。もちろん超過した政党には追加配分議席は与えられない。

この超過ケースとは逆に、追加配分議席の受任者が不足して議席枠を満たせない政党がありうる。この事態は広域候補者の不足した政党と、選挙区落選者が〈18〉における「適任判定ライン」を下回って追加配分議席の受任者になりえなかった政党において起きる。

こうした超過政党や不足政党がでた場合、のこる得票率2%以上の政党のあいだで、あらためて〈15〉の計算式による議席枠の決定をおこない、比例配分議席を配分する。結果的にこ

これらの政党は、前のケースでは超過政党の超過分にひとしい議席数を、当初の議席枠から削られることになる。後のケースでは不足分にひとしい議席数を当初の議席枠に増枠されることになる。

超過も不足も候補者不足による

超過は、候補者が少数にとどまる政党で起きよう。すなわち多数の選挙区に候補者を出さなかったために党の全体的な得票がのびない中で、著名かつ評価の高い選挙区候補者が少なからずいて当選すると、超過議席になる可能性がでてくる。つまり候補者不足が主因です。

不足の発生も、規定文のなかにあるように、候補者不足が主因です。

当案のもとでは各政党が積極的に候補者を立てるので、というより立てざるをえないので、超過発生も受任者不足もほとんど起きにくい条件になっています。発生確率ゼロとは言えませんが、発生したとしてもわずかな議席数にとどまる構造であり、全体としての良好な比例の達成が損なわれることはないでしょう。

— 〈20〉得票率50%以上の政党への特例措置 —

前項では当選議席が議席配分枠を上回る政党と下回る政党のことだった。それら上下のブレは純比例議席との対比で上回ったり下回ったりすることにもつながる。どちらの方向であれ、その離れ具合が小さければ許容されよう。しかし離れ具合が小さい状態でも寛容にすまずことのできないケースがある。

もし50%以上得票した政党において獲得議席が純比例議席を下まわったとしたら、たとえそれがわずかであっても、許容するわけにはいかない。なぜなら、国民の過半数の支持をえていながら国会でそれに相当する議席をもたず、場合によっては多数決の原則が機能しないという不合理な事態にもなってしまう。

このケースは得票率2%未満の政党と無所属において、それらの純比例議席の合計を選挙区当選議席の合計が上回った場合に起こる。たいして得票率2%以上の政党においては、それらの純比例議席の合計を議席枠の合計が下回る。

また得票率2%以上の政党のなかに選挙区当選議席が議席枠を上回った場合にも起こりうる。

そこでこれらのケースではつぎの特例措置をとることとする。得票率2%以上の政党への追加議席の配分において、まず50%以上得票した政党にたいしてその純比例議席に達するまで

配分をすませることとする。

この優先配分ののちに、のこる2%以上の政党のあいだで、あらためて〈15〉の計算式による議席枠の決定をおこない、追加議席を配分することとする。結果的にこれらの政党は、当初の議席枠が削減されることになる。

このケースの発生原因の特徴

前項で説明したように、超過は小政党でおきやすいが、しかし超過数は少ないレベルにとどまる。ここで問題にされているのは主として2%未満の政党なので、超過数はなお少ない。無所属には有力候補者が少なからずいるが、しかし候補者数も多いので、超過はおきにくい。

なおかつ得票率50%以上の政党が出現するという条件が重なることを要する。50%以上の事例は、戦後の全25回の総選挙のなかで、保守合同後の自民党の連続3回があるのみだった。

こうしてここでの特例措置を要する状況はおきにくく、おきてもごくわずかな議席数にとどまると考えられます。

―― 〈21〉 議席枠が候補者上限を越えた場合の特例措置 ―――

非常に高い得票率を実現した政党があつて、候補者上限まで候補者を擁立したにもかかわらず、議席枠がそれを上まわった場合には、議席受任者が不足する事態となる。

このような場合にはこの政党は擁立した候補者のほかに事後的に新たな受任者を追加できることとする。

なお候補者数が当初から候補者上限を下まわっていたケースでは、その分についての受任者追加はできない。その分の議席配分については、〈19〉における超過と不足にたいする対処と同様に、〈15〉の計算式での再配分となる。

超高得票という事例

この受任者不足の事態は、議席枠を純比例議席と同数と仮定すると、得票率62.5%（候補者上限／総定数、すなわち 300／480）超において発生する。

定数構成が62.5%対37.5%で、かつ2人区と3人区が同数であるならば、総定数が何人であっても候補者上限は総定数の62.5%になる。したがって得票率62.5%超においては受任者不足がかならず発生する。

ただし、戦後の25回の総選挙を見たかぎりでは、62.5%超という高得票率の例はなく、最高は1958年の自民党の57.8%だった。

62.5%超の政党の候補者数が、もともと候補者上限を欠いていた場合、欠いていた分の受任者の補充も認めるべきかどうか、議論のあるところだろう。候補者擁立の重要性をおもえば、擁立できるのに擁立を怠った分にたいする受任者追加は認めるべきではないだろう。

(改革案 以上)

(備考) 改革課題にたいする制度の諸規定の関係

改革課題の1～9を実現するために、制度の諸規定〈1〉～〈21〉のどれが関係しているかリストし、簡単なコメントをそえることとします。

改革課題1：平等な定数配分

関係規定

- 〈3〉ブロックへの定数配分 ---- 人口比にもとづいて平等に配分される。
- 〈4〉2人区、3人区の編成 ---- 各選挙区において1議席あたりの人口を全国基準人口からの上限と下限の範囲内におさめ、選挙区間格差を所定の範囲内におさめる。
- 〈16〉政党のブロック段階の議席枠の調整 ---- 調整にあたって所定のブロック定数は厳守される。

改革課題2：得票数によく比例した議席数に

関係規定

- 〈2〉選挙区定数と追加配分定数の構成 ---- 比例の達成に必要な調整議席（追加配分議席）が用意される。
- 〈3〉ブロックへの定数配分 ---- この改革課題にとって平等な定数配分は基礎的な前提条件としてある。
- 〈4〉2人区、3人区の編成 ---- 候補者の出揃う選挙区になり、そこでの投票が比例議席のもとになるので、比例の達成度だけでなく、比例の実質性も向上する。

- 〈5〉 2人区、3人区の全国的なバランス ---- 3人区が多くなるほど第3党において選挙区当選議席が議席配分枠を超過する可能性がでてくるので、両区を同数に近くするのが妥当と推測される。
- 〈8〉 広域候補者 ---- 比例議席の達成に必要な追加配分議席の受任者の用意。
- 〈9〉 選挙区における投票のみの一票制 ---- 支持票の実質性と明瞭度が高まる。
- 〈11〉 各政党の全国得票数 ---- これが比例議席の算出のもととなる。
- 〈12〉 各政党の純比例議席の確定 ---- 適切な比例配分議席の実施を誘導する。
- 〈15〉 政党の全国段階の議席枠の決定 ---- 全国段階で比例配分することで比例の達成度が高くなる。
- 〈16〉 政党のブロック段階の議席枠の調整 ---- 政党の全国段階の議席枠を厳守しつつ、ブロックの議席枠の調整（追加配分議席数の確定）がおこなわれる。
- 〈18〉 追加配分議席数とその当選者の決定 ---- これによって比例議席が具体的に充足される。

改革課題3：政策論争の喚起

関係規定

- 〈4〉 2人区、3人区の編成 ---- 小選挙区制とちがい有力候補者が出揃う。これにより政策論争が広まり高まる。
- 〈6〉 政党の選挙区候補者 ---- 選挙区において政党を代表する立場の候補者であり、積極的な論戦の責任を負っている。
- 〈8〉 広域候補者 ---- 自党の選挙区候補者と連携して党の政策を訴え、有権者の関心を高める役割をはたす。
- 〈9〉 選挙区における投票のみの一票制 ---- 選挙区候補者はもちろん広域候補者も、すべての候補者が選挙区の票をめざした政策論争を展開することとなり、論戦の場が明瞭な見えやすいものとなる。
- 〈10〉 政党名による投票も可 ---- 政党間の政策論争に焦点をあてる一環となる。
- 〈11〉 各政党の全国得票数 ---- 「政策論争を通じた評価 → 得票・議席の数」の因果関係が広く認識される。

改革課題4：投票率の向上

関係規定

- 〈6〉 政党の選挙区候補者 ---- 擁立する政党が多くなる。そのことは投票率が上がる重要な要因となる。
- 〈7〉 無所属候補者 ---- 無所属候補者も増加し、投票率の向上に貢献する。
- 〈8〉 広域候補者 ---- 各党の広域候補者が選挙区候補者と連携して政策を訴えることを通して、選挙への関心の高まりと投票率の向上に貢献する。
- 〈10〉 政党名による投票も可 ---- 政党の支持者の投票をより促す。
- 〈11〉 各政党の全国得票数 ---- その増加が議席増加に直結することが認識され、各政党支持者の投票をうながす。

改革課題5：小規模化と質的低下をきたした選挙区のつくり直し

関係規定

- 〈4〉 2人区、3人区の編成 ---- 地域的な広さについては、現小選挙区より大きく拡大し、旧中選挙区制にくらべてもやや上回る。候補者も両制度にくらべて有力政党の候補者が格段に出揃うことになる。
- 〈7〉 無所属候補者 ---- 旧中選挙区制には及ばないだろうが、現小選挙区よりかなり多く立候補するだろう。
- 〈9〉 選挙区における投票のみの一票制 ---- 選挙区戦の意義が明瞭になり、候補者・政党のサイドも、有権者のサイドも、選挙区戦への意識が高まる。
- 〈11〉 各政党の全国得票数 ---- 各政党の全国得票数にそのまま比例して各政党の議席になること、そのもとにあるのは選挙区の票であることにより、選挙区戦への認識が高まる。

改革課題6：“候補者と党の選択の不一致”と“異なる党にまたがった投票”の回避

関係規定

- 〈9〉 選挙区における投票のみの一票制 ---- この一票制により、ふたつの不合理は除かれる。

改革課題7：同土打ちと共倒れのない制度

関係規定

- 〈6〉 政党の選挙区候補者 ---- 1政党1候補者なので、この問題は発生しない。
- 〈8〉 広域候補者 ---- 同一政党内で選挙区候補者と広域候補者が連携・協力して選挙戦

を戦うこととなる。

〈10〉 政党名による投票も可 ---- これは上記の連携をすすめることとなる。

改革課題8：政党の勢力構成の柔軟性 —— ゆるやかな多党制を基本型としつつ

関係規定

〈4〉 2人区、3人区の編成 ---- 政党の候補者擁立が広く積極的になされることにより、勢力構成が硬直化するのを防ぐことにつながる。

〈5〉 2人区、3人区の全国的なバランス ---- これは勢力構成の柔軟性に作用すると推測される。

〈11〉 各政党の全国得票数 ---- この得票によって議席がきまるので、政党の勢力構成が民意の動向によって変化することがはっきり現われる。

〈14〉 追加配分議席の配分対象 ---- この配分対象の政党を得票率2%以上の政党にすることは、小党の乱立状況の防止と小党成長の促進という二律背反の課題を共存させるハードルとして妥当な高さで推測される。

〈15〉 政党の全国段階の議席枠の決定 ---- ここで〈11〉の全国得票数が具体的に議席枠として設定され、票の行方を柔軟にうけた勢力構成となっていく。

改革課題9：政党活動の継続性と創造性

関係規定

〈11〉 各政党の全国得票数 ---- 各政党が正当に議席を取得する根拠は有権者の票の結集であること、そのことの認識の広がり、政党活動の継続性の重要性が広く認識されることにつながるだろう。

〈12〉 各政党の純比例議席の確定 ---- これにより比例議席の取得の根拠が明確に示されるとともに、政党の存在と活動の正当性が広く認識される。

〈15〉 政党の全国段階の議席枠の決定 ---- 前記〈11〉の全国得票数と、〈12〉の純比例議席にもとづいて、各政党の議席枠が保証される。各政党が全国得票数に比例して着実に議席を得ることができることにより、これまでのような議席が不当に少なかったり、極端に増減したりすることがなくなり、活動の継続性がおびやかされるケースがずっと減少する。